

令和4年7月15日（金）
労働政策課長 酒井 和二
TEL:029-301-3635（内線 3630）

「最低賃金引上げ」に関する茨城産業会議構成経済4団体への要請結果について

本県の最低賃金引上げについて理解と協力を求めるため、本日、茨城産業会議を構成する経済4団体の会長等に対し、知事から別紙のとおり要請書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 要請の趣旨

最低賃金は、7月下旬に中央最低賃金審議会から示される最低賃金額改定の目安をもとに、公益、労働者、使用者の委員で構成される茨城地方最低賃金審議会（茨城労働局所管）において調査審議されるが、この審議に先立ち、使用者側である経済団体に対し、最低賃金引上げの必要性について理解を求めるもの。

2 日時

令和4年7月15日（金） 14:00～14:30

3 場所

県庁5階 知事第二応接室

4 要請先（来訪者）

- | | | |
|------------------|-----|-----------------|
| ・ 茨城県商工会連合会 | 会長 | 小川 一成 氏（産業会議議長） |
| ・ 一般社団法人茨城県経営者協会 | 会長 | 笹島 律夫 氏 |
| ・ 茨城県中小企業団体中央会 | 副会長 | 石津 健光 氏 |
| ・ 茨城県商工会議所連合会 | 副会長 | 柳生 修 氏 |

ほか、各団体の専務理事等

5 要請者

茨城県知事 大井川 和彦

【要請内容・知事コメント】

- ・本県の経済実態の反映と栃木県をはじめ他県との地域間格差の是正に向け、本県の最低賃金の引上げに格別のご理解とご協力をお願いしたい。
- ・消費者物価の高騰が著しいため、生活水準を維持するためには賃上げと価格転嫁が必要である。
- ・シングルマザーなど女性の生活の安定のためにも最低賃金の引上げが必要である。
- ・様々な支援策を活用しながら、攻めの賃上げによって優秀な人材を確保し、雇用を安定させ、将来へ向けての成長の起爆剤とするという考え方を、経営者団体、企業の皆様にご理解・ご協力を行政として強くお願いする。
- ・最低限の生活をする水準をどこに置くかは非常に重要な問題で、賃金水準を抑えていく姿勢ではなく、大企業が積極的に最低賃金を引き上げるべきである。

6 要請先のコメント

- ・物価高や労働力不足の問題があるため、最低賃金の引上げは必要であると考えている。
- ・最低賃金の引上げは企業の規模が小さくなるほど影響が大きいので、小規模企業の支援をしていく必要がある。
- ・労働力確保のため、所得税における配偶者控除の限度額引上げなどについて国へ働き掛けをお願いしたい。
- ・最低賃金引上げに伴う企業に対する支援策の周知をお願いしたい。

別紙

最低賃金引上げに関する要請

本県の持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、消費の拡大という好循環を生み出し、企業の収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげるよう、県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要であります。

しかしながら、本県の最低賃金は、経済実態が正確に反映されているとはいえ、本県が位置付けられているBランクにおいて、経済指標は11府県中5位である一方、最低賃金の額は8位と下位に位置しております。

また、栃木県など他県との最低賃金の格差は依然として解消しておらず、人材確保の観点からも格差の是正は、早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、県では国に対し、最低賃金の引上げと最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援強化について強く要請を行ったところであります。

また、茨城労働局長及び茨城地方最低賃金審議会長に対し、最低賃金の積極的な引上げについて要請を行うとともに、県内企業の経営者に対しても、様々な機会を捉えて最低賃金引上げの必要性について理解を求めているところであります。

つきましては、貴団体におかれましても、本県の経済実態の反映と栃木県をはじめ他県との地域間格差の是正に向け、本県の最低賃金の引上げに格別のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年7月15日

茨城県商工会連合会	会長	小川 一成 殿	} 各通
一般社団法人茨城県経営者協会	会長	笹島 律夫 殿	
茨城県商工会議所連合会	会長	大久保 博之 殿	
茨城県中小企業団体中央会	会長	阿部 真也 殿	

茨城県知事 大井川 和彦

要請書手渡しの様子

